

信託会社が信託財産として所有する登録国債の登録方法等に関する命令（案）

（信託財産である旨を明示する方法）

第一条 信託業法第十条第三項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する信託財産である旨の明示は、登録国債（信託業法第十条第三項に規定する登録国債をいう。以下同じ。）に係る国債登録簿の記名者の氏名欄において、当該登録国債を所有する信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第四条において準用する場合）にあつては、信託業務を営む金融機関とする。以下同じ。）の商号に信託財産である旨を示す次に掲げる文字のいずれかを併せて記載する方法により行うものとする。

一 信託口

二 年金基金投資口

三 年金特金口

四 課税口

五 非課税口

六 非課税法人口

七 指定金融機関口

(信託財産である旨を明示して行う登録の請求)

第二条 信託会社は、前条の方法により信託財産である旨を明示して行う登録を請求する場合は、国債規則(大正十一年大蔵省令第三十一号)第三十条第一項の登録の変更を請求する書面に記載する新記名者の氏名について、当該信託会社の商号に前条各号に掲げる文字のいずれかを併せて記載するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、預金保険法等の一部を改正する法律(以下「法」という。)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

(信託の登録とみなすことに支障とならない他の登録)

第二条 法附則第十一条第二項第二号（預金保険法施行令等の一部を改正する政令附則第四条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令、財務省令で定める登録は、国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条に規定する移転の登録及び同法第四条に規定する登録国債の登録除却以外の登録とする。

（信託財産であることを明示する方法）

第三条 法附則第十一条第二項第三号（預金保険法施行令等の一部を改正する政令附則第四条において準用する場合を含む。）に規定する信託財産であることの明示は、第一条に規定する方法により行うものとする。